

## 第5回新型インフルエンザ等感染症推進会議（参考資料）

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部感染症対策課

## 医療DXの推進に関する工程表(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)(抄)

### Ⅲ 具体的な施策及び到達点

#### (2) 全国医療情報プラットフォームの構築

##### ② 自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

- 次の感染症危機にも備え、平時からのデータ収集を迅速に行うため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号。以下「改正感染症法等」という。)に基づき、2023年4月1日から、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関について、発生届の電磁的方法による届出を義務化した。2024年4月1日から、感染症指定医療機関の類型に、第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関が追加されることに伴い、義務付けの対象となる感染症指定医療機関の範囲の拡大について、現場の実態等を踏まえつつ、2023年度中に検討し、結論を得る。

感染症サーベイランスシステム上での発生届出の入力状況等についての現場の実態を踏まえ、今後の感染症部会において、発生届の電磁的方法による届出の義務づけの範囲についてご議論頂く予定。

- 併せて、医療機関における、発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届との連携に向けて、発生届の標準規格を策定する。具体的な連携の方法については、電子カルテ情報共有サービス(仮称)の活用も見据えながら検討し、早期に結論を得る。

電子カルテ情報共有サービス(仮称)等の実装時期と合わせて感染症サーベイランスシステムとシステム間連携できるよう、関係局とともに検討し進めていく予定。

- このほか、次の感染症危機への対応も見据え、患者の検査や検体に関する情報の収集や、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の発生届を起点とする各種手続(入院勧告の書面通知等)等のデジタル化・簡素化を含む、今後の感染症対応に関する施策のデジタル化のあり方について、2023年度中も検討を進め、早期に結論を得る。

患者の検査や検体に関する情報の収集、感染症法に基づく入院勧告等の通知を迅速に行うためのデジタル化について、今年度、調査研究事業等を実施し、検討していく。

# 感染症対策のデジタル化に関する主な政府決定文書の記載

## 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）（抄）

### Ⅲ 具体的な施策及び到達点

#### （2）全国医療情報プラットフォームの構築

##### ③医療等情報の二次利用

- 改正感染症法等に基づき、発生届等の感染症の疫学情報に関して、他のデータベースの情報との連結・分析や匿名化した上での第三者提供を可能とする仕組みについて、2023年度中に具体化を図るとともに、必要なシステム改修を順次行う。

→ 現在、第三者提供に向け、「匿名感染症関連情報の第三者提供に関する有識者会議」にて議論を進めており、本年夏目処で、同有識者会議より具体化に向けた提言を頂く予定。提言を踏まえ、今後の感染症部会において、関係政省令案をご議論頂く予定。

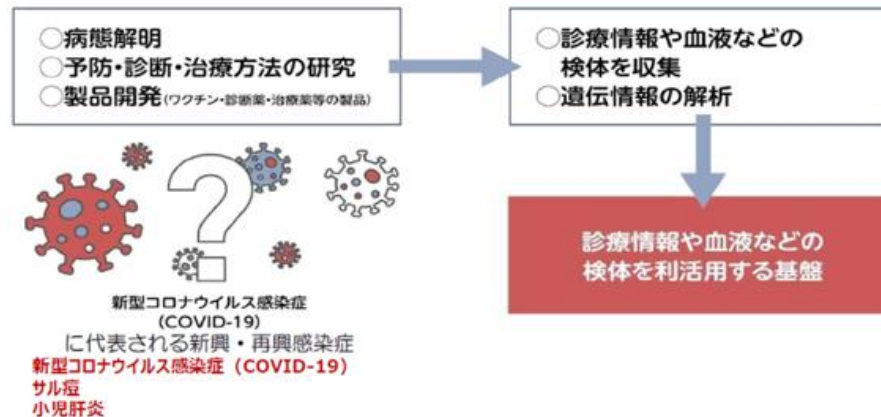
- REBIND（新興・再興感染症データバンク事業ナショナル・リポジトリ）事業について、事業に参加する医療機関の負担軽減を図ることにより、次の感染症危機に備えた体制整備や収集した臨床情報や検体の医薬品開発等への利活用を促進するため、電子カルテ情報共有サービス（仮称）の活用や標準型電子カルテをはじめとする電子カルテとの連携についても検討し、早期に結論を得る。

→ 電子カルテ情報共有サービス（仮称）の実装時期と合わせてシステム連携できるよう、関係局とともに検討し、具体的な対応について早期に結論を目指す。

■ 予防・治療法が確立されていないパンデミック等に移行する懸念がある新興・再興感染症に対して、病態解明、バイオマーカー・治療薬・ワクチンの開発や効果の評価等のために、患者・病原体ゲノムデータ、臨床データ、病原体の集積を行う

【緊急時】 100日ミッションを満たせるよう、明確な目的と目標症例数をあらかじめ設定し、有事において速やかに必要症例数を集積できる体制を構築する

【平時】 重症呼吸器感染症等の公衆衛生上の課題となる疾患を最優先とし、REBINDの主目的である病態解明、検査薬・治療薬・ワクチン等の開発に資する事業を行いながら、緊急時の対応も見据えた体制を構築する



委託

**事業代表機関**  

 国立研究開発法人国立国際医療研究センター  
 事業責任者：臨床研究センター長 杉浦 亙  
 国立国際医療研究センター

**共同実施機関**  
 国立感染症研究所/東北メディカル・メガバンク機構/  
 東京大学医科学研究所/東京大学医学部付属病院 等

# 現時点での収集検体数と実績

【収集臨床情報：研究参加施設 681施設】

➤ 登録症例数：86744症例（令和5年7月24日時点）

【収集検体：研究参加施設 33施設】

➤ COVID-19：約6000人分、1.5万検体を収集⇒ヒトゲノム解析、ウイルスゲノム解析を実施

➤ エムボックス（サル痘）：検体収集中（現在、21例）

➤ 小児肝炎：検体収集開始（現在、1例）

## 収集検体

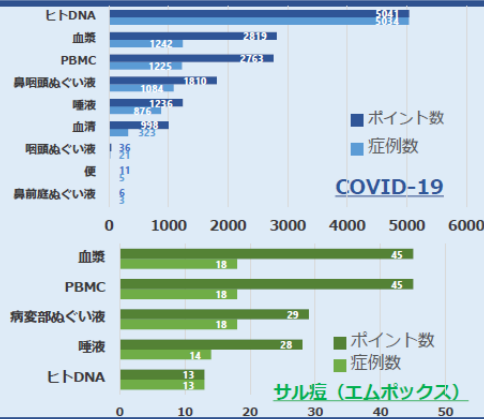
### 試料の収集状況 2023/4暫定集計

標準登録の試料+他研究から移譲試料

対象疾患	症例数
COVID-19	6024 <span style="color: orange;">+19</span>
サル痘 (エムボックス)	18 <span style="color: orange;">+5</span>

他研究からの移譲

施設名	試料
NCGM	COVID-19患者 PBMC等 634例
広島大学	COVID-19患者 唾液 241例
京都大学	COVID-19患者 DNA・鼻咽頭ぬぐい液 34例
慶應大学	COVID-19患者 DNA等4392例
NCGM	サル痘患者 血漿・PBMC・病変部ぬぐい液 4例



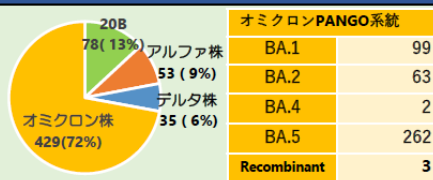
### ゲノム解析・病原体分離の状況 2023/4暫定集計

ヒト全ゲノム解析：900例完了

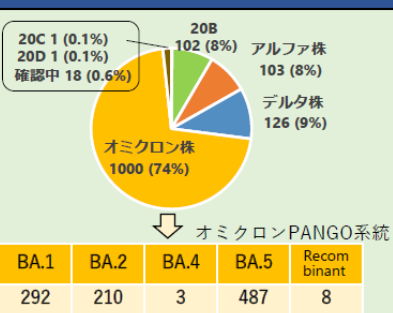
標準登録症例	369 <span style="color: orange;">+54</span>
NCGM前向き観察研究症例 (PBMCからゲノム解析)	511

・ヒトDNA未採取の場合はPBMCからDNAを抽出してゲノム解析実施

SARS-CoV-2 638株分離/ゲノム解析 595株完了



SARS-CoV-2ゲノム解析：1351件完了



## 収集臨床情報の実績

### 利活用実績

- ・利活用申請：63件
- ・厚生労働省の利活用例：アドバイザリーボードでの活用、新型コロナウイルス感染症診療の手引きでの活用、など

### 研究実績



### 【論文等報告数】

R3年 13本  
R4年 22本  
R5年 5本

## 収集検体の実績

検査薬や治療薬やワクチン開発などへの実績 0件